

PMI日本支部 規約

第1章 名称、主事務所、PMIとの関係

- 第1条 この団体は『PMI日本支部』と称する。(以下、『PMI J』と称する)
この団体はプロジェクトマネジメントインスティテュート(以下、PMIと称する)の支部であり、日本国の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立されたものである。
- 第2条 『PMI J』は主たる事務所を東京に置く。
- 第3条 『PMI J』はPMI理事会が定める方針や、手順、規則などに則し、PMIとの協定に従って支部を運営する。
- 第4条 『PMI J』は活動を行う際に、日本国における法律を遵守する。
- 第5条 『PMI J』の規約は、PMIが設定した現行のPMI規約、方針、規則に反してはならない。

第2章 目的

- 第6条 『PMI J』はプロジェクトマネジメントに関する次の内容を目的とする。
1. 情報の収集・発信
 2. 技術の調査・研究
 3. スキルの啓発・普及
 4. 教育・研修
 5. 職能の普及・拡大
 6. 実践活動の支援
 7. PMI本部活動の支援
 8. 他のマネジメント手法との融合の促進
 9. 前各号に掲げる事業に付帯関連する一切の事業

第3章 会員資格

第7条 『PMIJ』の活動目的に賛同する全ての人は会員に応募する資格を有する。民族、信条、人種、年齢、性別、未婚・結婚、国籍、宗教、身体的障害の有無による差別をしてはならない。

第8条 『PMIJ』の会員になるためにはPMIの会員になることが前提となる。

第9条 会員は『PMIJ』の理事を選挙することができる。

第10条 会員はPMI及び『PMIJ』の規約、方針、規則を守らなければならない。

第11条 会員はPMIに対しPMIおよび『PMIJ』が定めた会費を支払わなければならない。また退会に際し、この会費は返却されない。

第12条 会員が退会したとき、会費の支払いを怠ったとき、及び除名を受けたときには、会員の資格を失う。

第13条 『PMIJ』の会員資格を失ったときは、その会員は『PMIJ』に関する全ての権利と特典を失う。

第14条 PMIの方針にのっとり、PMIが提供する会員情報は、『PMIJ』の活動にのみ使用することとし、商業目的には使用しない。

第15条 『PMIJ』の活動目的に賛同する法人は法人スポンサーとして運営を支援することができる。法人スポンサーに関しては別途定めるPMI日本支部法人スポンサー規程に拠るものとする。

第4章 役員その他

第16条 『PMIJ』は役員として理事20名以内及び監事2名以上を置く。理事は下記職務を担当し、複数兼務を妨げない。理事は協力して第2章で定められた支部目的の達成のための活動を行う。また、保存文書を保管し、後任者に引き継ぐ。さらにPMIJ会員増ならびにPMIJ法人スポンサー増に努める。理事は選任された時点でPMIJ会員でない場合、速やかにPMIJ会員登録を完了しなければならない。

- 1) 代表理事（以下、会長と称する）
- 2) 副代表理事（以下、副会長と称する）
- 3) 財政担当理事
- 4) 各職務を司る担当理事

第 17 条 会長は職務の円滑な遂行のために必要に応じて、一人または複数人の顧問を置くことができる。顧問は『PMI J』の政策や業務一般について助言や提言を行い、各種活動に参加し、必要に応じ業務を指導するものとし、会長が指名し、理事会にて承認を受ける。

第 18 条 選挙により選任された理事の任期は選任後 2 年とする。ただし、途中で就任した理事は、前任者の任期の残余期間と同一とする。

2. 会長を含む理事は、連続して 4 年を超えて同じ職務担当についてはならない。但し、全理事の 3 分の 2 の賛成があればさらに 1 期 2 年を限度に延長し、同一の職務担当を最長 6 年間とすることができる。
3. 会長は第 1 項の定めにかかわらず、改選後、最初の理事会にて次期会長が選任されるまでを任期とする。

第 19 条 『PMI J』の業務の監査を行うために、理事会において監事を選任する。監事の任期は、選任後 4 年とする。任期中に交代した場合は前任者の任期の残存期間とする。

第 20 条 担当理事の職務は、理事会にて定めるものとする。

第 5 章 理事会

第 21 条 理事会は『PMI J』の最高意思決定機関とする。理事会は以下の定めに従い、開催され、必要な決定を行う。

- A （理事会）理事会は、選挙後開催される最初の理事会において、理事の互選により、会長を選任し、会長は副会長を指名する。理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に差し支えのある時は、副会長がこの任にあたる、副会長に差し支えのある時は、理事の決議に基づき、他の理事がこれに当たる。
- B （理事会の招集）理事会は、会長がこれを招集する。会長に差し支えのあるときは、副会長がこの任にあたる、副会長に差し支えのある時は、理事会の決議に基づき、他の理事がこれに当たる。理事会の召集通知は、会日の 7 日前までに各理事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。理事会は、理事全体の同意があるときは、召集の手続きを経ないで開催することができる。
- C （理事会決議）理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数を持って決する。通信手段を用いた出席も可とする。

- D (理事会の決議の省略) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- E (理事会議事録) 理事会の議事は、その経過及び結果を事務局が議事録に記載し、会長及び出席した理事がこれに署名または記名捺印する。
- F (その他) 監事、顧問は、議決権はないものの、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 22 条 理事会は次のいずれかの場合、理事に辞任を求めることができる。

- 1) 『PMI J』の会員でなくなったとき。
- 2) 事前連絡なしに、連続して理事会を3回欠席したとき。
- 3) 理事会で3分の2以上の要求があったとき。

第 23 条 任期の途中で会長が空席になった場合、理事会にて後任者を選任する。他の理事に空席が生じ、会長が必要と判断した場合は、会長が指名し理事会の承認を得たものをあてる。任期は前任者の任期の残期間とする。

第 6 章 理事の指名、選挙

第 24 条 理事は選挙委員会で指名された者の中から、投票された会員の過半数の信任票を得たものが選出される。

第 25 条 会員は、理事選出にあたり郵送またはその他の定められた手段により投票する。投票は、選挙委員会から送付される理事候補の信任、不信任を記述し、所定の日までに選挙委員会へ送付する。所定の日の前までに到着した分や所定期日までに未着の分は全て棄権したものとする。

第 26 条 選挙委員会は次の手順にて理事候補者の指名と理事の選挙を行う。

- A 選挙委員は3名とし、1名は監事がその任にあたり、2名は会長が指名し、理事会の承認のもとに任にあたる。指名は、理事改選が行われる年の10月1日までに行う。
- B 選挙委員長は選挙委員の互選により決定する。
- C 選挙委員会は理事候補者名簿を作成する。委員がこの名簿に自分の名前を含めることはできない。
- D 選挙委員会は理事会に次期理事候補者名簿を提出し、同時に会員に発表する。
- E 選挙委員会はこの選挙を現理事の任期満了までに実施し、結果を理事会に報告する。
- F 選挙の結果不信任となった理事席については、会長が必要と判断した場合、再度、選挙委員会により指名、会員への告知、選挙を行う。

第7章 年次会員報告

第27条 年次会員報告をPMI Jホームページ上で行い、計画・実績などを報告する。

第8章 事務局

第28条 『PMI J』の業務を円滑に遂行するため、事務局をおき、責任者に事務局長を置く。事務局長は、会長が理事会の承認を得て選任する。事務局長は、『PMI J』の円滑な運営のための組織を、会長の承認を得て編成し、活動をおこなう。事務局長の役割と責任および報酬は理事会で定める。事務局に常時雇用使用人がいる場合は、事務局職員就業規則を適用する。

第9章 財政

第29条 『PMI J』の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

第30条 『PMI J』の支部会費の額は理事会にて定める。支部会費の徴収はPMIが行う。

第31条 財政担当理事は定期的に理事会において財政報告を行う責任を持ち、次年度に関する予算案を作成し、理事会の承認を得る。

第32条 予算に基づく支出は事務局長がこれを管理する。ただし、100万円を超える支出については財政担当理事の承認を必要とする。

第10章 権限、利益相反

第33条 『PMI J』の会員は、この規約で定められている以外どのような時も『PMI J』から経費以外の金銭的便宜を得ることは出来ない。

第34条 『PMI J』の役員及びいかなる会員も、理事会での活動に関し報酬やそれに類する金銭的対価を受けてはならない。ただし、理事会への出席のための費用や『PMI J』の活動に関する実費はこれを支払うことができる。

第35条 『PMI J』は下記の条件を満たす場合のみ、会員や役員など、及び役員などが関係している団体などが金銭的利害関係や雇用関係があるとしても、契約関係を結ぶことができる。

- A その契約の開始以前に契約内容が理事会に開示されていること。
- B その契約に関係を持たない理事の投票による過半数の賛成を得ること。
- C 理事会が承認するときに、その契約等が『PMI J』にとって妥当なものであり、法律的にも問題がないこと。

第36条 『PMI J』の役員は、『PMI J』が契約、または商行為の関係を持っているか、持つかもしれない利害関係または提携状況について開示しなければならない。また、該当する件に関する理事会での決議に参加してはならない。

第11章 訴訟費用の補償

第37条 現在もしくは、過去に『PMI J』の理事、職員、委員会の委員もしくはこれらに準ずる職にあったもの（以下理事など称する）が、『PMI J』の方針、規則に従って適正な職務を遂行したにもかかわらず、『PMI J』以外の外部から、民事、刑事及び行政上の訴訟を受けたり、あるいは受ける恐れのあるときは、『PMI J』は、その訴訟を受けた理事などの権利を保護するために必要となる費用を負担するものとする。

第38条 法律及び裁判所の特段の命令がある場合を除いては、その訴訟を受けた理事などに対する費用の補償は、法律及び規約上適性と判断される範囲に限られる。

第39条 『PMI J』は、役員などに対して、現在および将来の訴訟費用の負担を補償するために、『PMI J』の費用で、『PMI J』が適当と判断する保険へ加入させることができる。

第12章 改定

第40条 この規約は理事会において、出席理事の3分の2の賛成をもって改定できる。

第41条 全ての改定はPMIにより制定された規約、方針、規則などと整合性がなくてはならない。

第13章 解散

第42条 『PMI J』の解散にともなう残余財産の処分は定款第34条の定めに従う。

第14章 その他

第43条 この規約に規定のない事項は、全て理事会の決議により決定するものとする。

(附記)

制定 2005年8月26日(第4回理事会)

改定 2005年12月16日(第7回理事会:コンピテンシー理事新設)

改定 2008年1月29日(第23回理事会:理事の役割変更等)

改定 2009年1月1日(支部名称、法人格の変更)

改定 2011年9月30日(第53回理事会:以下、追加事項)

- ・第16条2)副代表理事(副会長)の設置
- ・第21条A会長は副会長を指名する
- ・同A副会長がこの任にあたる、副会長に差し支えのある時は、
- ・同B副会長がこの任にあたる、副会長に差し支えのある時は、

以下置き換え事項 2012年2月24日(第57回理事会)

・第26条

- A 選挙委員は3名とし、1名は監事とその任にあたり、2名は会長が指名し、理事会の承認のもとに任にあたる。指名は、理事改選が行われる年の10月1日までに行う。
- B 選挙委員長は選挙委員の互選により決定する。

改定 2012年2月24日(第57回理事会)

第16条『PMIJ』は役員として理事20名以内及び監事2名以内を置く。の条文に理事は選任された時点でPMIJ会員でない場合、速やかにPMIJ会員登録を完了しなければならない。を追加

改定 2012年2月24日(第57回理事会)

B(理事会の招集)理事会は、会長がこれを招集する。の条文に通信手段を用いた出席も可とする。を追加

改定 2012年2月24日(第57回理事会)

第7章 年次会員報告会

第27条年1回の年次会員報告会を行い、計画・実績などを報告する。
年次会員報告会は会長が招集し、議長を務める。

を

第7章 年次会員報告

第27条 年次会員報告をPMIJホームページの会員専用ページ上で行い、計画・実績などを報告する。

に改訂

改定2013年11月22日(第70回理事会)

第 16 条 「複数兼務を妨げない」

「PMIJ 会員増ならびに PMIJ 法人スポンサー増に努める」を追加

第 23 条 「会長が必要と判断した場合は、会長が指名し理事会の承認を得たものをあてる。」に「会長が必要と判断した場合は」を追加

第 26 条 F 「選挙の結果不信任となった理事席については、会長が必要と判断した場合、再度、選挙委員会により指名、会員への告知、選挙を行う。」に「会長が必要と判断した場合」を追加

改定 2015 年 11 月 27 日（第 86 回理事会）

第 15 章機構改革期間の暫定措置 第 44 条 を追加

改定 2015 年 12 月 18 日（第 87 回理事会）

暫定改定第 1 条を追加

細則－ 1．理事の職務

2015 年 12 月 18 日 暫定改定第 1 条により削除

改定 2017 年 12 月 15 日（第 106 回理事会）

第 4 章役員その他第 16 条、第 20 条を変更。第 15 章を削除。